

館第一すぎのこ保育園 重要事項説明書

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人シンエイ福祉会
所在地	埼玉県新座市野火止 5-18-21
電話番号	048-202-6880
代表者氏名	神 杉 敏 夫

2 利用施設

施設の種類	保育園		
施設の名称	館第一すぎのこ保育園		
施設の所在地	埼玉県志木市館 1－2－2		
連 絡 先	電話番号 048－423－9700 ファックス 048－423－9701		
管理者(園長)	富樫 美佐子		
利 用 定 員	(1) 利用定員		
	子どもの区分		定員
	2号認定子ども		54名
	3号認定子ども	満1歳以上	30名
		満1歳未満	6名
(2) 地域の保育の需要等の状況から利用定員を超えて子どもを受入れる場合があります。			
認可年月日	平成31年4月1日		

3 施設の運営方針

- (1) 館第一すぎのこ保育園は、子ども一人一人を大切にし、保護者とともに子どものより良い成長を願い、地域に愛される保育園を目指します。
- (2) 館第一すぎのこ保育園は、集団生活を通して積極的に遊びや活動ができるよう援助し、自主性・協調性など社会態度や道徳性の芽生えを養います。
- (3) 館第一すぎのこ保育園は、いろいろな体験を通して、感動や喜びを素直に表現できる心、友達や保育士とのかかわりの中で相手の気持ちを考えたりする心の優しさを育てます。
- (4) 運営にあたっては、館第一すぎのこ保育園は、「志木市特定教育・保育施設及び特定地域保育事業の運営に関する基準を定める条例」その他関係法令を遵守し、事業を実施するものとします。

4 保育所の職員体制とクラス編成

(1) 職務内容と配置数（令和7年4月1日現在で職員総数は33人）

職種	職務内容	常 勤	非常勤
園長	保育園の管理運営を統括します。また、苦情解決者として苦情の解決にあたります。	1 人	—
主任保育士	保育内容について保育士を統括するほか、園長の補佐を行います。	1 人	—
保育士	保育計画に基づき保育を行います。また、家庭との連絡等の業務を行います。	15 人	8 人
保育補助	保育士を補助し保育士と共に保育の業務を行います。		2 人
看護師	怪我や体調不良など、日々の園児の体調の変化に気をくばり、保護者への連絡やアドバイスをを行います。	—	—
栄養士	子どもの栄養の指導等を行います。	2 人	—
調理員	給食の調理等を行います。	1 人	2 人
事務職員	建物や備品の保安全管理や経理事務などを行います。	1 人	—
用務員	園舎の内外の清掃その他保育園の運営に必要な雑務を行います。	—	—
小児科医	定期的に子どもの内科検診を行います。	嘱託 1 人	
歯科医	定期的に子どもの歯科検診を行います。	嘱託 1 人	
備考			
1 埼玉県保育所設置認可基準に規定する基準を遵守した上で、保育の提供に必要と認められる職員として上記職種の職員を配置します。なお、入所人数により必要に応じて職員を増減するものとしますが埼玉県児童福祉法施行条例に定める配置基準を下回らない員数とします。			
2 職員は、子どもの人数に応じて必要な員数を配置します。			

(2) クラス編成と職員の配置状況（令和7年4月1日現在）

対象年齢	クラス名	児童数	担当保育士数	備考
0歳児	ひよこ	6名	2名	定員数6名
1歳児	ひばり	12名	3名	定員数12名
2歳児	つばめ	18名	3名	定員数18名
3歳児	はと	18名	2名	定員数18名
4歳児	かもめ	15名	1名	定員数18名
5歳児	くじゃく	15名	1名	定員数18名
1 幼児に1名、乳児に1名の統括リーダーをそれぞれ配置します。				
2 担当保育士数は、受け入れる子どもの人数により増減することがあります。				
3 常勤保育士のほか、状況に応じて非常勤保育士および派遣保育士が保育を補うことがあります。				

4 また、状況に応じて保育補助要員が保育を補うことがあります。

5 保育を提供する日及び時間

館第一すぎのこ保育園は保育等を提供する日及び時間を次のとおり定めています。

(1) 保育を提供する日

月曜日から土曜日とします。但し、国民の祝日に関する法律に定める休日並びに12月29日から翌年1月3日までおよび職員研修日（1日/年）を除きます。

ただし、やむを得ない事情があるときは、保育課と協議し上記の日以外であっても保育の提供を中止する場合があります。（災害発生時の警報レベルや被害状況、感染症の拡大時など）

(2) 保育時間

保育必要量の区分	対 象 時 間
保育標準時間	7時から18時までの範囲内
保育短時間	8時30分から16時30分までの範囲内

(3) 時間外保育

保育必要量	対象時間
保育標準時間	18時00分を超えてから19時までの範囲内
保育短時間	(1) 7時から8時30分未満までの範囲内 (2) 16時30分を超えてから19時までの範囲内

(4) 家庭における保育のお願い

夏祭り、運動会、お遊戯会や卒園式などの行事の時は、ご家庭における保育をお願いしています。

6 提供する保育等の内容

(1) 保育の内容

館第一すぎのこ保育園では、戸外活動を中心に「健康でのびやかな子ども」の育成を目指します。友だちを大切に、優しさを持ち、自分で考え行動できる力を養いたいと思います。また、運動・音楽・絵などに取り組むことにより、一人一人の表現の幅を広げ、個性を伸ばせる保育を目指していきます。同時に、保護者と常に連絡を持ち、共に子どもの成長を見守りたいと思います。

(2) 1日の流れ

0. 1. 2歳児	時間	3. 4. 5歳児
開 園	7:00	開 園
園児随時登園		園児随時登園
基本的な保育時間	8:30	健康視診 自由遊び
	9:00	おやつ
	9:30	朝の会
		朝の会(朝礼)・クラス活動
	10:45	クラス活動 (離乳食)
	11:15	昼食
	11:30	昼食
		午睡の準備
	12:00	午睡
		午睡
	14:45	(離乳食)
	15:00	おやつ
	16:00	帰りの会
		自由遊び
園児随時降園	16:30	園児随時降園
↓ ↓	17:00	↓ ↓
	18:30	
閉 園	19:00	閉 園

(3) 年間行事

月	行事内容	
4月	対面式・慣らし保育・内科検診・バス遠足（4、5歳児）	【毎月】 ・運動身体 の日測定 （幼児避難 ・訓練英語 ・お誕生日 会（4～5才）
5月	こどもの日の集い・バス遠足（4、5歳児）・運動の日 ・リトミック（1歳児クラス以上）保育参観・クラス懇談会	
6月	保育参加・クラス懇談会・歯科検診・リトミック（1歳児クラス以上） 食育講座①・夏祭り・運動の日	
7月	プール開き・七夕の集い・お楽しみ会（5歳児）・運動の日	
8月	プール（全クラス）・リトミック（1歳児クラス以上）	
9月	リトミック（1歳児クラス以上）・引き取り訓練・食育講座②	
10月	運動会・内科検診②・リトミック（1歳児クラス以上）・料理保育 ・クラス懇談会（乳児）	
11月	リトミック（1歳児クラス以上）・個人面談（幼児希望者） ・総合防災訓練	
12月	おゆうぎ会・運動の日・クリスマス会・おもちつき	
1月	小学校交流会	
2月	節分のつどい・食育講座③・卒園遠足・クラス懇談会（全クラス）	
3月	雛祭りのつどい・卒園式・在園児とのお別れ会・新年度準備	

※園日より、献立表は毎月初めにメールにて連絡します。

※子供たち向けの不審者対応等の訓練は年2回実施します。

(4) 給食について

ア 昼食と間食（午前（乳児のみ）・午後各1回）を提供します。

イ 使用する食材の中で、アレルギー等のため食べられないものがありましたら、事前にご相談ください。食材の除去など可能な限り対応いたします。尚、該当する場合は所定の書類の提出をお願いすると共に栄養士を交えた個別面談で具体的な方法を取り決めさせていただきます。

(5) 土曜日の合同保育の実施

志木市土曜日合同保育実施要綱に基づき、系列園である館第二すぎのこ保育園（社会福祉法人シンエイ福祉会）の利用児童との合同保育を提供する場合があります。

(6) 便宜の提供

当園は、次に掲げる便宜の提供を行います。

- ア 給食の提供
- イ 時間外保育
- ウ その他の便宜

7 保育料等について

(1) 保育料について

毎月の保育料につきましては、志木市へお支払いください。保育料や具体的な支払方法等については、志木市の保育課へお問い合わせください。(直通電話：048-473-1689)

(2) 実費徴収について

次に掲げる費用は、保育料に含まれませんので、別途お支払いして頂きます。

また、これらの他にも保育の提供にあたり必要な費用をお支払いして頂く場合があります。

この場合、あらかじめ費用を負担して頂く目的や理由について、適宜ご案内しますのでご了承承願います。

ア 保育にかかる費用

別添資料として令和7年4月1日時点の「保育に係る費用一覧表」を添付しておりますので、ご確認願います。(負担していただく費用は変動する場合があります)

尚、卒園アルバムについては、令和6年度から外部専門業者による写真撮影およびアルバム制作するよう変更しました。販売価格は、令和6年度は9,900円ですが、卒園前の一括払いの保護者負担を考慮し、5歳児になった際に積立て(月1,000円程度)とするか、一括払いとするかの選択をしていただきます。(購入する・しないは任意です)

イ 時間外保育にかかる保育料

1) 保育標準時間認定の場合

- ・18時00分を超えて18時30分まで利用した場合は1回200円(月額契約2,000円)
- ・18時30分を超えて19時まで利用した場合は1回200円(月額契約：2,000円)

2) 保育短時間認定の場合

- ・7時から8時30分未満まで利用した場合は30分毎に1回200円
- ・16時30分を超えて19時00分まで利用した場合は30分毎に1回200円

※保育短時間認定の場合は、月額契約料金の設定がありませんので注意して下さい。

※保育園の開所時間は7時から19時までとなっておりますので必ず19時までのお迎えをお願いします。万が一19時を超えてのお迎えとなった場合は、一人につき10分で2,000円の追加負担金が発生しますのでご留意をお願いします。

(3) 食料費の徴収について

食料費の取扱いについては、下記の通り保護者から直接保育園に支払って頂くこととなります。

ア 対象者

- 1) 3歳から5歳の幼児クラス（当園では、はと・かもめ・くじゃく組）となります。
- 2) 但し、下記の条件を満たす幼児については、副食費が免除（徴収対象外）されます。

また、主食費についても志木市の政策により免除されます。

- ・年収が360万円未満世帯および第3子以降の子どもの場合

（第3子以降の子どもとは、小学校就学前の子どもを第1子とカウントし、同一世帯内の第3子以降で3歳以上の子どもを指します。）

イ 食料費の徴収金額

1か月あたりの食料費を5,900円とします。（副食費：4,800円、主食費：1,100円）

尚、食料費については、急激な物価高騰の影響等により改定する場合があります。

ウ 補足事項

- 1) 食料費（主食費および副食費）の請求は、月額固定とします。また、主食費および副食費の徴収額は、全園児同一金額とします。
- 2) アレルギー除去食等の特別食を提供する園児についても、徴収額は同額とします。
- 3) 土曜日に登園する園児（給食有り）については、保護者が平日のいずれかで休暇を取得し家庭内保育をすることを原則としており、恒常的に土曜日を利用しない園児と同様の扱いとします。
- 4) 園児の長期入院や長期休園のように、当園があらかじめ登園しない日を把握し、計画的な配食準備が可能な場合は、原則、前月20日までに書面を提出することにより、翌月以降、月単位（月初から月末まで）で食料費の請求を止めます。（再登園月から食料費を請求します）
- 5) 月の途中で退園した場合や突発的に休園要請等をした場合、別途調整させていただきます。
- 6) 請求については、当月分を翌月の下旬に集金袋により請求（徴収）させていただきます。

8 利用の終了に関する事項

(1) 保育の提供の終了

当園は、利用する子ども又はその保護者が、次に掲げる状況に該当するときは、保育の提供を終了します。

ア 小学校に就学したとき。

イ 2号認定の子ども又は3号認定の子どもでなくなったとき。

ウ 子どもの居住地市町村と協議のうえ、保育の提供の継続が適当と認められないとき。

エ 保護者から退園の申出又は転園をしたとき。

(2) 退園又は転園の手続き

保護者は、当園を退園又は転園しようとするときは、原則として退園又は転園をする月の1カ月前までに、園長に対し退園届を提出するものとします。

9 登降園時の園児の安全確認責任について

当園に於ける園児の安全管理責任範囲は下記の通りとします。

- (1) 保育時間内については、戸外活動を含め全て当園職員が園児の安全管理を行います。
- (2) 登降園時の園児の受け渡しについては、門扉を境界として園内は当園の責任下とし、駐輪場を含む門扉外については保護者責任で園児の安全管理を行うものとします。
(特に駐輪場付近の安全管理については、十分に留意願います)

9 緊急時の対応について

(1) 保育中に容体の変化等があったとき

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。保育中に容体の変化等があった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、嘱託医又は主治医へ連絡をとるなど必要な措置を講じます。

ア 内科

医療機関の名称	たで内科クリニック
医 院 長 名	蓼沼 寛
所 在 地	埼玉県志木市柏町 6-29-44 ベルリバー 2F
電 話 番 号	048-485-2600

イ 歯科医

医療機関の名称	福田歯科医院
医 院 長 名	福田 茂樹
所 在 地	埼玉県志木市館 2 丁目 7-11 106 号
電 話 番 号	048-471-0888

(2) 災害時の対応について

ア 避難場所

当園における自然災害時（火災・地震・大雨・浸水）の避難場所は次のとおりです。

第 1 避難場所		第 2 避難場所	
名称	志木第二小学校	名称	志木第二中学校
園からの距離	200m	園からの距離	300m
所要時間	2分	所要時間	4分

イ 引き渡しについて

災害等の発生後の子どもの引き渡しは、原則として当園で行うものとします。ただし、災害の状況に応じて現地で引き渡す場合があります。

なお、交通機関等に混乱が生じて、保護者が帰宅困難になることが予想される場合は、やむを得ず子どもを宿泊させることがあります。

(3) 保護者と連絡がとれないとき

緊急時であって、保護者と連絡が取れない場合は、子どもの身体の安全を最優先させ、当園が責任

を持って、しかるべき対処を行いますので、あらかじめご了承ください。

(4) 自然災害発生時の対応指針

風水害や大地震などの災害が発生し、園児に危険が見込まれる場合や施設被害により受け入れ困難な場合などに休園などの措置を講じることがあります。

下記の対応内容の「警戒レベル3」以上または「震度5弱以上」の場合、お迎えまたは臨時休園の目安となります。(志木市保育課の指示に基づく)

当園が所在する 志木市 に☞	
気象に関する避難情報が発令されたとき☞	
登園前☞	警戒レベル3 高齢者等避難☞ 警戒レベル4 避難指示☞ 警戒レベル5 緊急安全確保☞ 臨時休園☞ 当日午前6時までに判断。☞ 午前10時の時点で安全が☞ 確認できれば午後から開園☞
保育中☞	警戒レベル3 高齢者等避難☞ 避難勧告（レベル4）が出るまでに降園できるよう、保護者の皆様に園児のお迎えを依頼します。お迎え依頼後、レベル4となった場合は帰宅せず避難場所での待機となります（お迎えの保護者含む）☞ 警戒レベル4 避難指示☞ 警戒レベル5 緊急安全確保☞ 臨時休園☞ 所定の避難場所に避難します。避難場所で園児を引き渡します。☞
当園が所在する 志木市（埼玉県南部） に☞	
震度5弱以上の地震が発生したとき☞	
登園前☞	臨時休園 ☞
保育中☞	お迎えを依頼 ☞ 状況に応じて所定の避難所もしくはその他の安全な場所に避難します。園周辺の状況を確認して安全な保育が可能と判断される場合は保育を再開しますが、安全な保育が難しいと判断した場合は、保護者の皆様のお迎えを依頼します。☞ ※引き渡し危険な場合は、安全な状況になってからの対応とします。☞

(5) 大規模災害発生後の保育の継続について（事業継続計画）

上記のような災害で建物の損壊やライフラインが停止した場合、翌日以降の保育については、保育士・職員の確保およびライフラインの回復状況等を判断し、可能な限り早期に開園することとします。この時、館第二すぎのこ保育園との合同保育や施設の調整等をする場合があります。

10 非常災害対策設備

当園は、非常災害に備え、次の取組を行います。

防災設備の設置	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置 有 ・非常用電源 有 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有 ・震災に備えての備蓄 (食糧・飲料水(3日分)、拡声器、携帯ラジオ、等)
避難・消火訓練	消防法施行規則に基づき、避難訓練(毎月)、消火訓練(毎月)及び総合防災訓練(年1回)を実施します。

11 虐待の防止

当園では、子どもの人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとします。

12 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園ご利用 相談窓口	・解決責任者 富樫 美佐子 ・受付担当者 富樫 順昭 ・ご利用時間 当園開園日、開所時間内 ・電話番号 048-423-9700 ・FAX 048-423-9701 担当者が不在の場合は、当園職員にお申し出ください。		
第三者委員	沖野 達夫	電話番号	048-477-8521
	高橋 尚久	電話番号	048-481-0253

13 守秘義務及び個人情報の取扱いについて

個人情報は、当園が定める個人情報取扱規程に基づき取扱います。また、次に掲げる場合には、法令に基づき第三者に対し個人情報の提供をすること又は使用することがあります。

(1) 個人情報の提供

ア 保育所児童保育要録を送付するとき

小学校就学の際には、子どもの育ちを支えるための資料(保育所児童保育要録)を法令に基づき入学予定の小学校へ送付することとされており、保育に関する記録等について入学予定の小学校へ情報提供を行います。

イ 緊急を要するとき

緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うことがあります。

ウ 保育の提供にあたり市町村に対し報告が必要なとき

保育の提供するにあたり知り得た個人情報のうち、法令等に基づき支給認定を行った市町村に対し報告等が必要なときは、情報提供を行います。

(2) 個人情報の使用

ア 保育料の金額の情報

お住まいの市町村が認定した世帯所得に基づく保育料の金額の情報は、時間外保育料の徴収など必要な範囲に限って使用します。

イ 子ども及び子どもの世帯の情報

提出された資料の子ども及び世帯の情報は、保育の提供に必要な範囲に限って使用します。

14 当園におけるその他の留意事項

欠席する場合又は登園時間が遅れる場合	当日に欠席の連絡をする場合又は登園が遅れる場合は、午前9時までにご連絡ください。
自動車の利用	園児を送迎する際の自動車のご利用は禁止とします。 また、周辺道路への駐車も近隣の迷惑となりますので禁止です。
お迎えが遅れる場合	保育時間以外の保育は、時間外保育になりますので、お迎えが遅れる場合は、あらかじめご連絡ください。
感染症について	感染症にかかった後に登園する際は、登園許可証が必要です。
与薬について	原則与薬はしませんが止むを得ず必要な場合は、園長と相談のうえ所定の手順に従っての対応となります。
喫煙	当園の敷地内は駐車場を含めすべて禁煙です。
宗教活動・政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
受給認定の変更に ついて	次に掲げる事項に該当しているにも関わらず、支給認定を行った市町村へ届出ずに、保育の提供を受けたことが判明したときは、当該市町村に対し報告を行なうことが義務付けられておりますので注意して下さい。（不明なことがありましたら担当の保育士に相談して下さい） (1) 保護者の一方又はいずれもが保育の必要性の事由に該当しなくなったとき。 (2) 就労状況等の変化により保育必要量の区分を短時間又は標準時間保育への変更認定が必要であるとき。 (3) その他世帯の状況の変化により支給認定の変更認定が必要であるとき。（勤務先の変更、就労時間の変更、産休、育休等）

別添資料

保育に係る費用一覧表

	項目	対象	金額
園児に関わる費用	園帽子	全員	1,020 円
	連絡帳	0 歳児	190 円
		1・2 歳児	190 円
		幼児	110 円
	防災頭巾	幼児	希望者 3,150 円
	スイミングキャップ	3～5 歳児	希望者 520 円
	自由画帳	幼児	320 円
	ワークブック	5 歳児	320 円
	ピアノカ	4・5 歳児	希望者 5,720 円
	シール帳(シール含む)	幼児	680 円
	卒園アルバム	5 歳児	9,900 円
	写真	希望者 (ネット購入)	L 版 プロ撮影 154 円 職員撮影 82 円
必要時に負担する費用	名札	全員	園貸与 ※紛失・破損時は保護者負担
	集金袋	全員	入園時に配布 ※紛失・破損時は保護者負担
	連絡帳入れ	全員	個人購入
	オムツ (替えがなく園で提供した場合)	使用者	100 円/枚
	パンツ (替えがなく園で提供した場合)	使用者	同等品を購入して返却

※金額は令和 7 年 4 月 1 日時点の金額であり、お取引先から提示された金額に毎年変動する場合がありますが、その場合は実費相当額に変更読み替えられるものとします。

館第一すぎのこ保育園重要事項の説明

館第一すぎのこ保育園における保育の提供を開始するに当たり、館第一すぎのこ保育園重要事項説明書に基づき、園児の保護者に内容説明をさせていただきました。

社会福祉法人シンエイ福祉会

理事長 神 杉 敏 夫

保育園名 : 館第一すぎのこ保育園

説明者職名 : 園長 富樫美佐子